

部分公開決定通知書

大東契第171号
平成26年6月30日

大東市泉町二丁目7番18号
光城敏雄様

大東市長 東坂浩一
(公印省略)

平成26年6月17日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開することに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成26年6月17日
公開の方法	写しの交付(電子メールでの送付)
情報の件名	平成26年度の市民会館2階ホール増築他建築工事の入札時に提出した価格内訳書、入札後に提出された書類
公開しないと決定した部分	① 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書中の個人の氏名(代表取締役を除く。)および監理技術者証番号 ② 現場代理人及び技術者届中の現場代理人の住所および氏名 ③ 現場代理人・監理技術者・主任技術者・専門技術者経歴書 ④ 1級技術検定合格証明書 ⑤ 監理技術者資格者証 ⑥ 監理技術者講習修了証 ⑦ 健康保険被保険者証 ⑧ 登録内容確認書(工事实績)中の監理技術者および現場代理人の建設実績技術者ID、氏名、生年月日および監理技術者資格者証番号 ⑨ 誓約書中の代表者の生年月日
公開しない理由	大東市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」と認められるため。

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大東市長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定のあったことを知った日(大東市長に異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する大東市長の決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として(大東市長が被告の代表者となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、契約課(072-870-0417)までお問い合わせください。